

明日の市政を託す方を選びましょう☆☆☆

東久留米市長選挙

投票日時は▶▶▶▶

12月20日(日)

午前7時～午後8時

22年1月19日の任期満了による東久留米市長選挙は、12月13日(日)告示、12月20日(日)が投票日です。この選挙は、明日の市政を託す方を選ぶ大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

詳しくは選挙管理委員会事務局(内線471454716)へ。

今回の選挙で投票できる方

今回の選挙で投票資格のある方は、12月20日現在、満20

住所を移された方

市内で転居した方

★21年10月30日までに転居届出をされた方は、新住所地の投票所で投票してください。

★11月2日以降に転居届出

ご利用ください



期日前投票および不在者投票のいずれも、告示日の翌日12月14日(月)からです。ご注意ください。

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で、投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

【投票期間】12月14日(月)～19日(土)

【投票時間】午前8時半～午後8時

候補者の政見などは選挙公報で

候補者の氏名・写真・経歴・政見などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までに各世帯にお届けします。投票の参考にしてください。

開票はスポーツセンターで

開票は、12月20日(日)の午後9時からスポーツセンターで行います。参観を希望する方は、当日受け付けに申し出てください。

なお、駐車場に限りがありますので、車の来場はご遠慮ください。

投票区・投票場所および投票区域一覧

投票区・投票場所	投票区域
1 第十小学校	柳窪一丁目～五丁目(一丁目9番を除く)
2 下里小学校	柳窪一丁目9番、下里三丁目～六丁目
3 第七小学校	滝山五丁目、六丁目2番～3番、七丁目21番～26番、下里二丁目
4 西中学校	前沢四丁目、滝山一・二丁目、六丁目1番、七丁目1番～20番、八幡町三丁目2番～11番
5 第九小学校	前沢五丁目、滝山三・四丁目、弥生全域
6 本村小学校	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番～5番
7 小山小学校	小山三丁目、四丁目5番～8番、五丁目3番～12番、野火止二丁目12番・14番～18番・20番・22番～24番
8 久留米中学校	小山二丁目、四丁目1番～4番、五丁目1番～2番、幸町二・五丁目、野火止一丁目、二丁目1番～11番・13番・19番・21番、八幡町一丁目1番・6番～9番
9 第一小学校	幸町四丁目、中央町三丁目1番～22番、五・六丁目、前沢一丁目、八幡町二丁目、三丁目1番・12番～16番
10 第三小学校	幸町一・三丁目、中央町一・二丁目
11 東久留米市役所	本町一丁目、二丁目2番～13番、三・四丁目
12 南町小学校	南町全域、前沢二・三丁目
13 第五小学校	ひばりが丘団地、中央町三丁目23番～28番、四丁目、南沢三～五丁目
14 南中学校	学園町全域、南沢一・二丁目
15 浅間町地区センター	浅間町全域
16 第二小学校	大門町一丁目、新川町全域
17 成美教育文化会館	氷川台一丁目、二丁目7番～31番、東本町全域、本町二丁目1番・14番、小山一丁目
18 金山学童保育所(第六小学校敷地内)	金山町一丁目、二丁目10番～20番、氷川台二丁目1番～6番・32番～40番
19 神宝小学校	神宝町一丁目、二丁目1番～9番・12番～13番、金山町二丁目1番～9番、大門町二丁目
20 東久留米団地集会所	上の原全域、神宝町二丁目10番～11番・14番

不在者投票

★投票所入場整理券が届いても、12月20日以前に市外へ転出された方、または転出される方は、投票できません。

【投票会場】期日前投票所(東久留米市役所7階703会議室)

【投票手続き】宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し、直接投票箱へ入れます

◎他の市区町村での不在者投票
投票票を出張などで市外に滞在中の方は、事前に手続きをしていただくことにより、滞在先の市区町村選挙管理委員会に不在者投票をすることができま

◎指定施設での不在者投票
東京都府県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホーム等で、入院・入所している



東京都の選挙啓発キャラクター

方が不在者投票をすることができます。

◎郵便等による不在者投票
身体障害者手帳、戦傷病者証をお持ちの方で、障害や要介護の程度が定められた等級(下表1参照)に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、これを郵送する方法により投票することができます。また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級(下表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、届け出の手

続きが必要となりますので、選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから12月16日(水)までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人の方でもできますが、投票手続きに日数がかかりますので、早めにお申し込みください。

代理投票・点字投票

手などが不自由で、文字を書くことができない方には代理投票(投票所の係員が代理で筆記する方法、目の不自由な方には点字投票(点字器が各投票所に備えてあります)の制度があります。

投票所(または期日前・不在者投票所)で係員にお申し出ください。

表1 郵便等による不在者投票ができる方

手帳などの種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	等級
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

《今号の主な内容》

- ・認可保育所への22年4月入所申し込み
- ・12月3日～9日は「障害者週間」
- ・20年度入札の運営等の状況
- ・榛名湖でイルミネーションフェスタを開催

4面
5面
6面

ペットを連れての投票はご遠慮ください